

「古賀市版環境カウンセラー制度」について

1. 「古賀市版環境カウンセラー制度」について

第2次古賀市環境基本計画において、「D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成」として、基本的な取り組みの一つに掲げている。また、全ての基本的な取組の中でも、優先的に取り組むべき取組として挙げられている。

また、実際に制度を運用する際には「C-①環境教育プログラムの作成と活用」及び古賀市人材バンクとの連携も求められている。

古賀市では、「古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）」や「古賀市グリーンカーテンの匠」などによる、多くの環境教育の活動が行われている。このような活動を発展させつつ、市民、団体、学校、事業所など、さまざまな場所で環境教育を行う担い手を育成し、活動を発展させていく土台として、平成32年度（2020年度）までに「古賀市版環境カウンセラー制度」をめざしている。

※環境省が認定する「環境カウンセラー」とは異なる。

2. 制度の対象など

対 象	環境教育を実践する人材
運 用 の 開 始	第2次古賀市環境基本計画後期期間（2019～2023年度）中 （平成33年度（2021年度）からの運用をめざす）
制 度 の 内 容	「古賀市版環境カウンセラー」を登録・育成し、市民、学校、事業所向けの環境教育の充実を図る。

3. 古賀市の計画における位置づけについて

（1） 第2次古賀市環境基本計画（83ページ抜粋）

<基本的な取り組み>

★D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施策番号：D-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。</p>		